

20 監査公表第 6 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 20 年 5 月 15 日

福岡市監査委員	妹 尾 俊 見
同	市 木 潔
同	竹 本 忠 弘
同	福 田 健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 会計室

(事務監査)対象期間 平成19年 1 月から同20年 1 月まで

実施期間 平成19年11月27日から同20年 1 月31日まで

イ 市長室

(事務監査)対象期間 平成19年 1 月から同20年 1 月まで

実施期間 平成19年12月 3 日から同20年 1 月11日まで

ウ 保健福祉局

(事務監査)対象期間 平成19年 1 月から同20年 1 月まで

実施期間 平成19年12月 3 日から同20年 1 月 9 日まで

エ 農林水産局

(事務監査)対象期間 平成18年12月から同19年12月まで

実施期間 平成19年11月27日から同年12月18日まで

(工事監査)対象期間 平成17年10月から同19年 9 月まで

実施期間 平成19年12月 3 日から同20年 2 月15日まで

オ 都市整備局

(事務監査)対象期間 平成18年12月から同19年12月まで

実施期間 平成19年12月 3 日から同年12月17日まで

(工事監査)対象期間 平成17年 6 月から同19年 9 月まで

実施期間 平成19年12月 3 日から同20年 2 月15日まで

カ 東区役所

(事務監査)対象期間 平成19年 1 月から同年12月まで

実施期間 平成19年11月30日から同年12月25日まで

キ 博多区役所

(事務監査)対象期間 平成19年 1 月から同20年 1 月まで

実施期間 平成19年12月 3 日から同20年 1 月17日まで

ク 中央区役所

- (事務監査)対象期間 平成18年12月から同19年12月まで  
 実施期間 平成19年11月27日から同年12月11日まで
- ケ 南区役所  
 (事務監査)対象期間 平成19年1月から同20年1月まで  
 実施期間 平成19年11月30日から同20年1月10日まで
- コ 城南区役所  
 (事務監査)対象期間 平成19年1月から同20年1月まで  
 実施期間 平成19年11月27日から同20年1月23日まで
- サ 早良区役所  
 (事務監査)対象期間 平成18年12月から同20年1月まで  
 実施期間 平成19年11月30日から同20年1月29日まで
- シ 西区役所  
 (事務監査)対象期間 平成18年12月から同19年12月まで  
 実施期間 平成19年11月30日から同年12月17日まで
- ス 福岡市選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成18年12月から同20年1月まで  
 実施期間 平成19年11月30日から同20年1月22日まで
- セ 東区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成19年1月から同20年1月まで  
 実施期間 平成19年11月30日から同20年1月21日まで
- ソ 博多区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成19年1月から同20年1月まで  
 実施期間 平成19年12月3日から同20年1月11日まで
- タ 中央区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成18年12月から同20年1月まで  
 実施期間 平成19年11月27日から同20年1月15日まで
- チ 南区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成19年1月から同20年1月まで  
 実施期間 平成19年11月30日から同20年1月10日まで
- ツ 城南区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成19年1月から同20年1月まで  
 実施期間 平成19年11月27日から同20年1月18日まで
- テ 早良区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成18年12月から同20年1月まで  
 実施期間 平成19年11月30日から同20年1月24日まで
- ト 西区選挙管理委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成18年12月から同20年1月まで  
 実施期間 平成19年11月30日から同20年1月17日まで
- ナ 農業委員会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成18年12月から同19年12月まで  
 実施期間 平成19年12月3日から同年12月25日まで
- ニ 議会事務局  
 (事務監査)対象期間 平成19年1月から同20年1月まで  
 実施期間 平成19年11月30日から同20年1月16日まで

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局区室及び各行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、  
 工事監査は各局所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表3までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

#### 4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

#### 5 監査委員の除斥

監査委員 妹尾俊見は、平成17年6月22日から同19年5月1日まで、福岡市議会の議長の職にあったため、同事務局に係る監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

#### 6 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

##### (1) 局別監査

###### ア 会計室

特に指摘する事項はなかった。

###### イ 市長室

特に指摘する事項はなかった。

###### ウ 保健福祉局

委託契約事務の適正な実施及び検査について注意を求めるもの

委託業務の発注については、計画的に行い、業務が完了したときは、福岡市契約事務規則をはじめ関係規程等に則り、契約関係書類に基づく完了検査により履行確認を的確に行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合は、速やかに必要な措置を指示するなど、契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成18年度「大岳生活館他1箇所点検業務委託」において、次のような不適切な事例が見受けられた。

今後、委託業務完了に伴う検査に当たっては、福岡市契約事務規則をはじめ関係規程等に則り適切に事務処理されたい。

(ア) 履行期限内に施設の調査が完了していなかったにもかかわらず、履行期間内の日付での検査員による検査報告がなされており、不適切な事務処理となっていた。

(イ) 成果品である点検結果データ等を保存した電子媒体(CD)の保存内容が不足しているにもかかわらず、履行確認を行わないまま、検査員による検査報告がなされており、成果品である電子媒体(CD)が完了していないまま完了と認めて委託料を支出していた。また、当該電子媒体(CD)の内容修正が履行期限を大幅に遅延していた。

(ウ) 履行期間が9日間の短期間かつ年度末の時期となっており、余裕を持った履行期間の設定及び計画的な早期発注が必要であった。

(総務課)

###### エ 農林水産局

行政財産(漁港施設)について適正な管理を求めるもの

公有財産については、その目的又は用途に従い適正に使用しなければならない。しかしながら、行政財産(漁港施設宮浦(土地))の現地調査を行ったところ、一部の土地において、車両等が放置されていた。

行政財産については、その用途に従い最も効率的に使用できるよう、福岡市公有財産規則等に則り適正に管理されたい。

- オ 都市整備局  
特に指摘する事項はなかった。
- カ 東区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- キ 博多区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- ク 中央区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- ケ 南区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- コ 城南区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- サ 早良区役所  
特に指摘する事項はなかった。
- シ 西区役所  
特に指摘する事項はなかった。

ス 福岡市選挙管理委員会事務局

選挙の公費負担事務について、適切な事務手続を定めるよう求めるもの

選挙の公費負担は公職の候補者の選挙運動に係る支出であり、支出事務については特に透明性を確保する必要がある。支出に当たっては、候補者やその契約相手方から提出された証明書や請求書等の記載内容に誤りがないかどうか、必要な場合は書類等により事実関係を確認しなければならない。しかしながら、西区選挙管理委員会事務局が行った平成19年度福岡市議会議員一般選挙の公費負担の支出事務において、公費負担された市議会議員一般選挙に係る燃料代のうち、走行距離に比した燃料の使用量や請求金額が他の候補者と比べて著しく大きく、請求内訳書での給油量が他の日の2倍程度に訂正されていたものがあったが、記載の誤りがないかを口頭で確認したのみで支出していた。市選挙管理委員会事務局からは、明らかに不自然な給油の状況があった場合は、確認できる資料の提出を求めるよう連絡されていたが、十分な確認がなされておらず、不適切な事務処理となっていた。

選挙の公費負担事務について、適切な事務手続を定められたい。

- セ 東区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- ソ 博多区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- タ 中央区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- チ 南区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- ツ 城南区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- テ 早良区選挙管理委員会事務局  
特に指摘する事項はなかった。
- ト 西区選挙管理委員会事務局

選挙の公費負担事務において、十分な確認を行うよう注意を求めるもの

選挙の公費負担は公職の候補者の選挙運動に係る支出であり、支出事務については特に透明性を確保する必要がある。支出に当たっては、候補者やその契約相手方

から提出された証明書や請求書等の記載内容に誤りがないかどうか、必要な場合は書類等により事実関係を確認しなければならない。しかしながら、平成19年度福岡市議会議員一般選挙の公費負担の支出事務において、公費負担された市議会議員一般選挙に係る燃料代のうち、走行距離に比した燃料の使用量や請求金額が他の候補者と比べて著しく大きく、請求内訳書での給油量が他の日の2倍程度に訂正されていたものがあったが、記載の誤りがないかを口頭で確認したのみで支出していた。市選挙管理委員会事務局からは、明らかに不自然な給油の状況があった場合は、確認できる資料の提出を求めるよう連絡されていたが、十分な確認がなされておらず、不適切な事務処理となっていた。

選挙の公費負担事務に当たっては、記載内容について十分な確認を行うよう注意されたい。

ナ 農業委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

ニ 議会事務局

特に指摘する事項はなかった。

(2) テーマ監査

今年度のテーマ監査については、「旅費支給事務について」をテーマに、共通して見られる改善すべきと思われる事務処理の傾向や制度上の課題を把握・検証するとともに、関係部署との協議を踏まえながら、事務の適正化や効率化に向けた支援につなげていくことを主眼に、年度を通じて定期監査の中で実施してきた。

その結果、指摘には至らなかったものの、これまでの監査を通して注意・指導してきた事項等について未だに繰り返されている事例が多数見受けられた。

具体的には、市内出張に係る旅費（日額旅費）については、命令簿により事前命令しなければならないにもかかわらず、その繁雑さから一月分をまとめて事後にパソコンで作成し、管理している事例や、旅費算定の基礎となる行程や時間等、命令簿の記載項目の一部が記入されていない事例があった。

次に、旅費の精算については、速やかに支払われていない事例が散見された。

また、年度を通じた取り組みのなかで、実査対象課からは、旅費の積算事務が負担になっていることについて、多くの声が聞かれたことから、中間報告において、事務の集中化等、より一層の合理化について検討をお願いしてきたところである。

旅費支給事務については、ほとんどすべての所属において生じるもので、かつ職員への金銭による実費弁償であることから、すでに制度の改善に取り組まれているところではあるが、今後とも、さらに職員が制度への理解を深めるよう周知に努められ、当該事務の適正かつ円滑な遂行が一層、図られるよう要望するものである。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 農林水産局

(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成17年度「自然共生型溜池（曾根崎池）整備工事」

（契約金額3,992万8,350円）

本工事の盛土工の設計積算において、発生土を盛土へ流用し、不足分を購入することとなっていたが、購入土量の算出については土木工事設計標準歩掛等によると土量変化率を考慮することとなっているにもかかわらず変化率を考慮していなかった。土量変化率を考慮して購入土量を算出すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

（農地整備課）

b 平成17年度「鮮魚市場買荷積込所整備工事」

(契約金額1億1,737万3,200円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。

また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(鮮魚市場 課長(災害復旧等担当)関連)

c 平成18年度「青果市場定温卸売場新設空調設備工事」

(契約金額2,241万7,500円)

本工事は青果市場卸売場内の一部を天井断熱パネル、シートカーテンで間仕切りを行い、そこに空調設備を設置することにより定温卸売場とする工事である。その設計を行うにあたっては、1業者より設計のための見積書等を徴集しそれを参考に設計しているが、設計書の内訳項目、使用資材及びその数量(根拠となる資料なし)は見積書と同一であった。また設計金額もその見積書を参考に決定していた。上記のように、定温卸売場として必要な能力、設計内容、設計金額を1業者の見積りをもとに決定しているが、複数社から資料を徴集したうえで比較検討し設計内容を決定すべきであった。

なお、この工事の設計内容は、1業者の見積り内容にある内訳項目、使用資材及びその数量をそのまま反映しているが、工事内容を独自に決定し設計するのが困難であるのならば、定温卸売場として必要な能力、仕様内容を提示した性能発注的方法も考えられた。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(青果市場 課長(災害復旧等担当)関連)

(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成17年度「青果市場卸売場棟他災害被害調査業務委託」

(契約金額716万1,000円)

本委託は、卸売場棟他の地震被害の調査及び改修方法の検討を主たる目的として委託されたものである。調査業務の報告書において、委託目的の一部である予備調査、現地調査は行われてその結果は記載されていたが、主要目的でもある破損状況に応じた改修方法の検討結果が記載されていない報告書を成果物として受け取っていた。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(青果市場 課長(災害復旧等担当)関連)

(ウ) 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成18年度「金武地区農業用排水施設(1号排水路)整備工事」

(契約金額4,587万6,600円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。

また同法第13条に基づき工事請負契約の当事者は再資源化等に要する費用等を書面に記載し相互に交付しなければならないこととされており、それを変更する

ときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。当初、費用等の発生見込みがない旨の書面は交付されていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物が新たに発生したにもかかわらず、書面の記載内容について変更がされていなかった。

今後は、適正な施工管理及び契約事務に努められたい。

(農地整備課)

#### イ 都市整備局

(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

a 平成18年度「伊都土地区画整理事業女原今宿線橋梁築造工事(下部工)」

(契約金額8,533万2,450円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。

また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(伊都区画整理事務所工事課(現住宅都市局伊都区画整理事務所工事課))

b 平成18年度「香椎駅周辺土地区画整理事業側道3号線外道路築造工事」

(契約金額6,145万200円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を変更したこと等により交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(香椎振興整備事務所工事課(現住宅都市局香椎振興整備事務所工事課))

c 平成16年度「箱崎公園整備(その4)工事」

(契約金額9,573万3,750円)

(a) 本工事の盛土工の設計積算において、ブルドーザ(普通21t級)を使用しているが、その分解・組立輸送費を計上していなかった。同費用を計上すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(b) 本工事の盛土工は公園内の基盤整備に係る盛土であるので、機械による敷均し及び締固めの施工条件は路体で行うべきであったが、誤って施工条件を路床として設計積算をしていた。施工条件に合致した設計積算をすべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

(公園建設課(現住宅都市局公園建設課))

(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成17年度「アイランドシティ中央公園休憩所新築（その2）工事」

（契約金額2,745万7,500円）

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第12条の規定により請負者は発注者に必要事項を記載した書面を交付しなければならないとあるが、なされていなかった。それをうけて、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、提出していなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

（公園建設課（現住宅都市局公園建設課） 建築局施設建設課（現財政局施設建設課）関連）

- (ウ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成18年度「小規模住宅地区改進黨業玄界島地区造成工事」

（契約金額10億4,475万円）

本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において廃棄物処理料の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

（課長（玄界島復興担当）（現住宅都市局企画管理課））

- (I) 設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

平成18年度「福岡市動植物園再生事業管理運営ゾーン整備工事」

（契約金額5,558万2,800円）

- (a) 本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。

また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

今後は、適正な設計積算を図られたい。

- (b) 本工事において給水設備工事を行ったが、「福岡市水道給水条例」によると、給水装置工事をする場合は、あらかじめ管理者の承認を受け、完了後に検査を受けなければならない。また排水設備工事を行ったが、「福岡市下水道条例」によると、排水設備の新設等をする場合は、あらかじめ市長の確認を受け、完了後に検査を受けなければならない。しかし、これらの手続きがなされていなかった。

「福岡市水道給水条例」及び「福岡市下水道条例」を遵守し、これらの条例に定める手続きを行うべきであった。

適正な施工管理に努められたい。

（動物園（現住宅都市局動物園））

- (オ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注

意を求めるもの

平成18年度「伊都土地区画整理事業区画道路12 - 2 外道路築造工事」

(契約金額2億3,334万450円)

本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。

また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、その変更の中で当初の設計積算上で一部計算漏れしていた人員も加えて積算を行い、請負代金額の変更がされていた。

請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な設計積算及び契約事務に努められたい。

(伊都区画整理事務所工事課(現住宅都市局伊都区画整理事務所工事課))

(2) テーマ監査

今回は、「原課契約について、その契約から検査、支払いまでの行政事務が適法、適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。

なお、都市整備局については、特に指摘する事項はなかった。

農林水産局

テーマに基づき発注課において契約がなされた工事110件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。

起工書類の記載事項が適正でないもの、監督員が任命されていないもの、監督員が検査員となっていたもの、検査完了から支払いまでに相当期間経過して支払いとなっていたものなど、22件の工事について不適切なものが見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

別表 1

## 監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局・区等	監査実施対象	
会計室	会計管理課，審査課	
市長室	秘書課，広聴課	
保健福祉局	総務部	総務課，監査指導課，計画課，課長(地域保健福祉活動調整担当)，保護課
	保健医療部	地域医療課，保険年金課，課長(国保収納対策担当)，課長(後期高齢者医療制度担当)
	部長(市立病院担当)	課長(市立病院担当)
	高齢者部	高齢施策推進課，介護保険課
	障がい者部	障がい施設課，障がい者更生相談所
	生活衛生部	生活衛生課，食品安全推進課，食肉衛生検査所，食品衛生検査所
	こども病院・感染症センター事務局	
	市民病院事務局	
農林水産局	農林部	農業政策課，森林・林政課，農地整備課
	水産部	漁港課
	中央卸売市場	市場課，青果市場，西部市場，東部市場
	部長(青果部市場再編・再整備担当)	課長(青果部市場再編・再整備担当)
都市整備局	都市管理部	都市景観室
	都市計画部	都市計画課，交通計画課，鉄軌道計画課
	部長(玄界島復興担当)	課長(玄界島復興担当)
	部長(調整担当)	課長(調整担当)
	大学移転対策部	まちづくり推進課，跡地計画課
	公園緑地部	植物園
東区役所	総務部	納税課，固定資産税課
	地域支援部	地域振興課，地域支援課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課，保護第1課，保護第2課，保険年金課
博多区役所	総務部	企画課，納税課，固定資産税課
	地域支援部	博多南地域交流センター
	保健福祉センター	健康課，地域保健福祉課，保護第1課，保護第2課，保護第3課，衛生課
中央区役所	総務部	総務課，市民課，市民税課
	地域支援部	市民センター
	地域整備部	地域整備課，自転車対策推進課
	保健福祉センター	地域保健福祉課，保護課

南区役所	総務部	企画課
	地域整備部	生活環境課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課，健康課， 保護課，保険年金課，衛生課
城南区役所	区政推進部	総務課，市民センター
	市民部	市民税課，市民課
	地域整備部	生活環境課
	保健福祉センター	地域保健福祉課，保護課
早良区役所	総務部	市民課，市民税課
	地域支援部	地域振興課，地域支援課
	地域整備部	地域整備課
	保健福祉センター	地域保健福祉課，保護課
西区役所	総務部	納税課
	地域支援部	地域振興課，市民センター
	地域整備部	生活環境課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課，健康課，保護課， 衛生課
	今宿出張所	市民課
福岡市選挙管理委員会事務局	選挙課	
東区選挙管理委員会事務局	次長	
博多区選挙管理委員会事務局	次長	
中央区選挙管理委員会事務局	次長	
南区選挙管理委員会事務局	次長	
城南区選挙管理委員会事務局	次長	
早良区選挙管理委員会事務局	次長	
西区選挙管理委員会事務局	次長	
農業委員会事務局	次長，西支所	
議会事務局	次長	総務課，議事課，調査法制課

別表 2

農林水産局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
石釜地区ほ場整備工事(上 広瀬上工区)(2)	当初 31,867,500 円 変更 32,872,350 円	平成18年12月5日から 平成19年3月15日まで
平成17年災博多漁港災害 復旧工事(その2)	当初 238,731,675 円 変更 249,870,600 円	平成18年3月28日から 平成19年3月15日まで
平成17年災玄界漁港災害 復旧工事(その5)	当初 138,600,000 円 変更 157,208,100 円	平成18年7月19日から 平成19年3月15日まで
鮮魚市場突堤東卸売場棟 改築工事	481,950,000 円	平成18年3月23日から 平成18年11月17日まで
鮮魚市場突堤東卸売場棟 改築電気設備工事	91,875,000 円	平成18年5月17日から 平成18年11月17日まで
外 (局別監査) 26 件， (テーマ監査) 110 件		

別表 3

## 都市整備局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
伊都土地区画整理事業今宿通線外道路築造工事	当初 114,401,280 円 変更 123,494,700 円	平成 18 年 10 月 11 日から 平成 19 年 8 月 15 日まで
アイランドシティ中央公園整備（その 14）工事	当初 195,300,000 円 変更 234,155,250 円	平成 16 年 11 月 10 日から 平成 17 年 8 月 31 日まで
香椎浜公園整備（その 5）工事	当初 195,300,000 円 変更 198,448,950 円	平成 17 年 10 月 13 日から 平成 18 年 5 月 31 日まで
平尾緑地茶室修復・増築工事	当初 103,687,500 円 変更 105,328,650 円	平成 17 年 10 月 26 日から 平成 18 年 3 月 14 日まで
福岡市動物園高圧受変電設備整備工事（その 1）	当初 47,565,000 円 変更 51,968,700 円	平成 18 年 9 月 2 日から 平成 19 年 3 月 15 日まで
外（局別監査）29 件，（テーマ監査）50 件		